

# 資料編

## (1)用語集

頭文字	用語	解説
あ	空き家バンク	空き家等の売却または賃貸を希望する所有者等からの申込みにより登録された空き家等に関する情報を公開し、空き家等の利活用を希望する人に紹介する制度のこと。
	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体のこと。
	いなしきっ子	稻敷市で学び育ち、“いなしき”をふるさととして愛する心を持つ、元気な子どものこと。
	茨城県後期高齢者医療広域連合	急速に進む少子高齢化の影響を受け、医療費が経済成長率を上回って伸びていることから、国民皆保険制度の将来にわたる安定的な維持運営を図るために、県において、「後期高齢者医療制度」を運営する団体のこと。
	インクルージョン	一人ひとりの多様性を受け入れ、認め合いながら、組織に参画・貢献していくこと。
	インバウンド	外国人が国内に訪れる旅行及び旅行者のこと。
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるようルールに準じた形で公開されたデータのこと。
か	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、森林などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにする取組のこと。
	観光立国	国内の特色ある自然環境、都市光景、美術館・博物館等を整備して国内外の観光客を誘い込み、人々の落とす金を国の経済を支える基盤の一つにすること。
	クラウドファンディング	「群衆(クラウド)」と「資金調達(ファンディング)」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する仕組み。
	ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人が地域社会による見守りや支援を受けながら、本人の生活状況や心身状況を踏まえて望ましい生活の維持継続ができるよう、支えるシステムのこと。
	高度処理型浄化槽	窒素・リン・BOD 除去率の高い浄化槽のこと。水源地や湖沼でのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる。

か	国土強靭化	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。
	国立社会保障・人口問題研究所(社人研)	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関のこと。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、風力、バイオマスなど、自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギーのこと。
	ジェネリック医薬品	先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認された医薬品のこと。一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。
	シティプロモーション	地域再生・観光振興、住民協働などを通して、地域住民のまちへの愛着を形成することや自治体名の知名度を向上するための取組のこと。さらに、地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指すこと。
	スクールガード・リーダー	学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTA や地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを行う。
	スマート自治体	AI や RPA などの先進技術を活用することで、定型業務を自動化したり、標準化された共通基盤を用いたりするなど、効率的なサービス提供を行う次世代の自治体像のこと。
	スマート農業	ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業のこと。
	3R	Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル) の頭文字を取った3つのアクションの総称のこと。リデュース=ごみの発生や資源の消費自体を減らすこと、リユース=ごみにせず繰り返し使うこと、リサイクル=ごみにせず再資源化することを意味する。
	セクシャル・ハラスメント	性的いやがらせのこと。特に、職場や学校などで行われる性的・差別的な言動を言う。
	ゼロカーボンシティ	2050 年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した地方自治体のこと。
た	ダイバーシティ	多様性のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。
	地理的表示保護制度(GI)	その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度のこと。
	ティーム・ティーチング	複数の教師がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、一つの子ども集団を対象に、指導の全部または一部について共同で責任を負い、協力して指導に当たること。

た	データセット	コンピュータで処理されるデータのまとまり。属性によって分類されたり、ある目的で集められたりしたデータが記録されたファイル群のこと。
	デジタル田園都市国家構想	デジタル化社会の実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという構想のこと。
	テレワーク	Tele(離れた所)と Work(働く)をあわせた造語であり、ICT を活用して場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
	道路元標	道路の路線の起点・終点または経過地を表示するための標識のこと。大正8年に制定された旧道路法で各市町村に1か所設置することとされていた。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほかに、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的隔離暴力など広範囲にわたる。
な	ナショナルサイクルルート	日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために、優れた観光資源を持つ走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信などの取組を連携させた国指定のサイクルルートのこと。
	ニューノーマル	社会に大きな変化が起こり、以前の状態には戻れず、「新しい日常」として定着すること。
は	ハザードエリア	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として、地方公共団体が条例によって指定している区域のこと。
	バリアフリー	障がい者や高齢者などが自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
	ヒューマンスケール	人間の尺度を基準として、人間が安心して快適に感じられる適切な空間の規模やものの大きさを示すもの。
	フィルムコミッショナ	映画・テレビドラマ・CMといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う団体のこと。
	プラグインハイブリッド自動車	Plug-in Hybrid Vehicle の略称で、家庭用電源のコンセントなどからモーター駆動用の蓄電池(バッテリー)に充電できるようにしたハイブリッドカーのこと。
	フレックスタイム	出社・退社の時刻を従業員がある範囲の中で自由に決められる勤務体制のこと。従業員各自の生活や体調に合わせて勤務時間帯を調整することが可能になる。
	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」と文部科学省所管の「放課後子供

		「教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと。
や	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、できるだけ多くの人にとって利用しやすいようにつくられた建築・製品・情報などの設計のこと。
ら	理科支援員	小学校の理科授業において、教員と相談しつつ、観察・実験等の支援や理科教材の開発支援、理科授業の進め方等の提案・助言などをを行う専門スタッフのこと。
	6次産業化	農業や水産業において、生産(第1次産業)だけでなく、加工(第2次産業)、流通や販売(第3次産業)にも関わることにより付加価値をつけ、農業者等の経営の高度化・多角化を進め、地域や農林水産業を活性化しようとする取組のこと。各産業の総合的結合を図るとして掛け算による値( $1\times 2 \times 3 = 6$ )である「6」を用いた造語。
わ	ワーケーション	Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
A	AI	Artificial Intelligence の略で、人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。
D	DX	データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、新たなサービスや価値を提供し、業務そのものや、プロセス、組織文化などを変革していくこと。
G	GAP	Good Agricultural Practices の略称で、農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。
	GX	これまでの化石エネルギー(石炭や石油など)中心の産業構造・社会構造から、CO <sub>2</sub> を排出しないクリーンエネルギー中心に転換すること。
I	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般のこと。従来用いられてきた「IT(Information Technology)」とほぼ同義。
	IoT	従来インターネットに接続されていなかったさまざまなモノ(センサー機器、駆動装置(アクチュエーター)、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。
P	PDCA サイクル	P(Plan:計画)、D(Do:実行)、C(Check:評価)、A(Action:改

		善)のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセスのこと。
Q	Q-U	Questionnaire- Utilities の略で、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のこと。児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握するために実施される。
S	SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015 年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)農耕社会(Society2.0)工業社会(Society3.0)情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を目指すもの。
T	TOEIC	Test of English for International Communication の略称で、国際コミュニケーション英語能力テストのこと。英語を母語としない人を対象とする。

## (2)策定の経緯

年月日	事項	内容
令和5年4月27日	市長ヒアリング	・総合計画に係る市長ヒアリングを実施
6月9日 6月13日	団体ヒアリング	・本計画が目指すべき方向を検討するための団体ヒアリングを実施
6月～8月	市民アンケート	・幸福感(Well-Being)に関する市民アンケートを実施
7月5日	策定委員会(第1回)	・総合計画等の検証について ・基本構想の検討について
7月13日	審議会(第1回)	・総合計画等の検証について ・基本構想の検討について
7月24日 ～8月4日	各課原案調査・各課ヒアリング等	・基本計画の記載内容についての説明及び各課原案調査をヒアリング形式で実施
8月27日	持続可能な地域づくりシンポジウム	・稲敷市江戸崎中央公民館にて情報共有の場としてシンポジウムを実施
8月25日 9月29日 10月24日 11月15日	庁内ワーキングチーム(4回)	・重点プロジェクトの検討
5月29日 6月23日 7月25日 8月22日 9月27日 10月12日	若手職員ワークショップ(6回)	・今後のまちづくりを担う若手職員によるワークショップを実施。
10月12日	策定委員会(第2回)	・基本構想(施策体系含む)について ・重点プロジェクトについて
10月24日	審議会(第2回)	・基本計画(基本方針)について ・総合戦略、行革大綱について
11月21日	策定委員会(第3回)	・基本計画(素案)について ・重点プロジェクト(素案)について
12月25日	審議会(第3回)	
令和6年1月16日	議会全員協議会	・概要の説明
1月18日 ～1月31日	パブリックコメント	・第3次稲敷市総合計画(案)についてのパブリックコメントを実施
2月7日	策定委員会(第4回)	・総合計画(案)について
2月13日	審議会(第4回)	・総合計画(案)答申
2月27日	第1回議会定例会	・令和6年第1回定例会に提出
3月22日		

### (3) 稲敷市総合計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 10 月 30 日  
訓令第 12 号

#### (設置)

第1条 総合計画、人口ビジョン及び総合戦略並びに行政改革大綱(以下「総合計画等」という。)を策定し、重要施策の総合的かつ全庁的な推進を図るため、稲敷市総合計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画等の策定に関すること。
- (2) 総合計画等に係る調査及び連絡調整に関する事。
- (3) その他総合計画等に関し必要なこと。

#### (組織)

第3条 策定委員会の委員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には行政経営部長をもって充てる。
- 3 委員には別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催するものとする。

- 2 委員長は、委員以外であっても、必要があると認めたときは、策定委員会に出席させることができる。

#### (ワーキングチーム)

第5条 委員長は、策定委員会の補助機関として、総合計画等に係る専門的な事項を調査検討するため、稲敷市総合計画等ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を置くことができる。

- 2 ワーキングチームの構成員は、委員長が指名する者とする。
- 3 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 リーダーは、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 リーダーは、ワーキングチームにおける調査検討の結果を策定委員会に報告するものとする。

#### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、総合計画担当課において行う。

#### (委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が策定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この訓令は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

#### 附 則(平成 29 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(令和 2 年訓令第 7 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(令和 5 年訓令第 7 号)

この訓令は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

教育長

危機管理監

地域振興部長

市民生活部長

保健福祉部長

土木管理部長

教育部長

議会事務局長

会計管理者

#### (4) 稲敷市総合計画策定委員会名簿

No.	役職	氏名	備考
1	副市長	塩畠 実	委員長
2	行政経営部長	水飼 崇	副委員長
3	教育長	山本 照夫	
4	危機管理監	岡沢 充夫	
5	地域振興部長	松田 治久	
6	市民生活部長	坂本 文夫	
7	保健福祉部長	大塚 眞理子	
8	土木管理部長	根本 和伸	
9	教育部長	板橋 渉	
10	議会事務局長	椎野 茂夫	
11	会計管理者	川崎 洋一	

## (5) 稲敷市総合計画職員ワーキングチーム

No.	テーマ	所属	職	氏名
1	雇用・産業	企業誘致推進室	室長	高城 俊昭
2		農政課	係長	高橋 渉
3		産業振興課	係長	鹿内 隼人
4		教育政策課	主査	大竹 真理子
5		秘書政策課	主査	山口 大貴
6	移住・定住	まちづくり推進課	課長補佐	宮詰 勝
7		新利根公民館	係長	池田 英樹
8		建設課	係長	飯塚 仁彦
9		危機管理課	係長	根本 健二
10		管財課	主査	谷中 のぞみ
11	子育て支援・教育	生涯学習課	課長補佐	幸田 出
12		健康増進課	課長補佐	根本 季代子
13		教育政策課	係長	北山 博之
14		こども支援課	係長	高城 善行
15		企画財政課	主査	中山 栄
16	まちづくり	行革・デジタル推進室	室長	大内 大介
17		秘書政策課	課長補佐	北山 友子
18		まちづくり推進課	係長	油原 博臣
19		産業振興課	係長	吉岡 宏彰
20		高齢福祉課	主査	若林 卓
21	行政改革	管財課	課長補佐	石川 正樹
22		総務課	係長	登坂 真弓
23		行革・デジタル推進室	係長	黒田 佳宏
24		企画財政課	係長	原 伸弘
25		下水道課	主査	古渡裕之
26		学務管理課	主査	大谷友一朗

## (6)若手職員ワークショップ名簿

No.	所属	職	氏名
1	行革・デジタル推進室	主事	木野内 優
2	管財課	主事補	坂本 莉彩
3	企業誘致推進室	主事	折笠 智弥
4	学務管理課	主事補	松山 愛
5	秘書政策課	主事	高橋 美輝
6	まちづくり推進課	主事	鈴木 啓一郎
7	保険年金課	主事	永長 優作
8	収納課	主事	田中 翔大
9	高齢福祉課	主事補	黒田 沙恵
10	危機管理課	主事	島本 皓太
11	産業振興課	主査	菅谷 裕之
12	社会福祉課	主事	前田 聖人
13	地域包括支援センター	社会福祉士	郡司 祐美子
14	健康増進課	保健師	岡埜 友香
15	企画財政課	主事	山口 幸恵
16	農政課	主事	水飼 裕也
17	市民窓口課	主事補	田崎 優花理
18	税務課	主事	木内 大翔
19	建設課	主事補	林 萌愛

## (7) 稲敷市総合計画等審議会条例

平成17年7月13日  
条例第152号

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、稲敷市総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (掌握事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果について、市長に答申するものとする。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略に関すること。
- (3) 行政改革における重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって満了する。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委員以外の者からの意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和5年条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## (8) 稲敷市総合計画等審議会名簿

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	大澤 義明	筑波大学教授
2	副会長	根本 光治	稲敷市議會議長
3	委員	藻谷 浩介	(株)日本総合研究所主席研究員
4	委員	小嶋 裕司	稲敷市外部評価委員会副委員長
5	委員	寺崎 久美子	稲敷市議会総務教育常任委員会委員長
6	委員	山本 彰治	稲敷市議会市民福祉常任委員会委員長
7	委員	根本 浩	稲敷市議会産業建設常任委員会委員長
8	委員	和田 和彦	稲敷市教育委員
9	委員	稻箸 滎	稲敷市消防団長
10	委員	根本 作左衛門	稲敷農業協同組合代表理事組合長
11	委員	高須 耕一	稲敷市商工会会長
12	委員	諸岡 明美	NPO 法人認知症介護家族の会うさぎ理事長
13	委員	成毛 美和	(一社) スポーツプロモーションいばらき代表理事
14	委員	市川 久仁守	大杉神社宮司
15	委員	中田 智久	(株) 常陽銀行コンサルティング営業部 公務室次長
16	委員	竹内 美穂	公募市民
17	委員	鈴木 翔太	公募市民
18	委員	山本 陽子	公募市民
19	委員	高田 真衣子	公募市民
20	委員	山崎 直子	公募市民

## (9) 諒問

令和5年7月13日  
稲企第190号

稻敷市総合計画等審議会  
会長 大澤 義明 様

稻敷市長 篠 信太郎

### 第3次稻敷市総合計画の策定に係る諒問

本市を取り巻く社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応し、市勢のより一層の発展を目指した持続可能なまちづくりを進めるため、令和6年度からの市政運営の基本方針となる第3次稻敷市総合計画を策定したいので、稻敷市総合計画等審議会条例第2条の規定により諒問する。

### 諒問理由

本市は、平成29年3月に第2次稻敷市総合計画を策定し、「一人ひとりが主役のまちづくり」を基本理念に掲げ、将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けて、さまざまな施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、急速に進展する人口減少・少子高齢化をはじめ、新型コロナウイルス感染症等の影響による生活様式や社会経済の変化、加速化するデジタル技術の進展による社会構造の変化、市全域の過疎地域指定など、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした時代の潮流に柔軟かつ的確に対応していくためには、本市の新たなまちづくりの方向性を見出す必要があります。

このような状況を踏まえ、本市において市民一人ひとりの幸福な暮らしを実現するため、第3次稻敷市総合計画を策定するにあたり、意見を求めるものであります。

## (10)答申

令和6年2月13日

稻敷市長 篠 信太郎 様

稻敷市総合計画等審議会  
会長 大澤 義明

### 第3次稻敷市総合計画の策定について（答申）

令和5年7月13日付け稲企第190号をもって諮詢のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会の審議及び市民意識調査・市民ヒアリングなどの市民の意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮しながら「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち」の実現に向けたまちづくりに努めることを要望します。

#### 記

1. 本計画が示す将来像を多様な媒体を通じて市内外に周知し、市民や企業、市外関係者が参画する協働のまちづくりの推進をお願いしたい。
2. 重点プロジェクトをはじめ、本計画の進捗管理を適切に行い、社会変化に応じて目標を柔軟に見直し、実効性の高いまちづくりをお願いしたい。
3. 組織や地域の垣根を超えた横断的な連携・協力、さらにはデジタルなど新技術の活用により、人口減を前提としながらも新時代を拓くまちづくりの展開をお願いしたい。